

**令和 8 年度 データおよび ICT ツールを活用した市町健康づくり支援事業
(ICT ツール活用・データ分析支援事業) 企画提案募集要項**

1 趣旨

市町における ICT ツールを活用した効果的・先進的な市町保健事業の紹介や導入自治体の事例発表等の研修、市町のニーズに応じたデータ分析人材の派遣、企業側からの既存アプリやシステム開発事例紹介の機会を創出し、市町における ICT の利活用の具体化を推進し、効果的・効率的な保健事業や健康づくりの取組を支援することを目的とする。

2 業務委託の対象者

企画提案コンペに応募できる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

法人その他の団体又は個人事業主であって、業務の総合的な提案が行え、かつ当該業務を円滑に遂行するための能力、経営基盤を有していること。

提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。

次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による県の一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書を受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 県が賦課徴収する県税又は消費税・地方消費税を滞納している者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

カ 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

3 委託内容

別添委託契約仕様書に沿って、企画提案競技に応募する者自らが企画する業務であって、県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

4 委託条件

(1) 委託期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(2) 委託料

16,030,300 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 1,457,300 円含む。）を上限とする。

ア この業務に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。

イ 委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書に基づき契約書に定められた内容に適合しているか確認したうえで支払う精算払いとし、支払時期は令和9年4月以降とする。

5 企画提案に係る手続き

(1) 企画提案書の提出

応募図書は、事務局に持参または郵送で提出すること。郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残る方法とするとともに、事前に電話等により事務局に連絡したうえで、令和8年5月1日(金)午後5時までに事務局に到着するよう提出すること。

(2) 応募期間

令和8年4月16日(木)～令和8年5月1日(金)までの間(土・日・祝日除く。)の各日午前9時から午後5時まで

(3) 提出部数

正本1部、副本7部

ただし、下記 ク 添付資料 (イ) 納税証明書については正本のみでよい。

(4) 応募図書

ア 応募申請書(様式第1号)

イ 提案者概要(様式第2号)

ウ 企画提案書(様式任意、A4縦片面印刷4枚以内)

エ 実施体制計画書(様式第3号)

オ 類似業務受託実績(様式第4号)

カ 経費積算見積書(様式第5号)

キ その他提案内容を説明する書類(様式任意、A4縦片面印刷8枚以内)

ク 添付資料

(ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類

(イ) 納税証明書(2種類:提出の日において発行から3ヶ月以内のもの)

① 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管: 税務署(納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」)

② 全ての県税に滞納のない証明

地方税(都道府県)所管: 兵庫県内県税事務所(「納税証明書(3)」)

※ 県内に事業所が無い場合は、事務所・事業所を有しないために本県での課税実績がないこと及び兵庫県税が課された場合には納期内に確実に納付することを誓約する書類(県税に関する誓約書様式)を提出ください。

(5) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(6) 応募図書の取扱い

応募図書は、本審査のみに使用し、応募者には返却しない。

6 募集要項の内容に関する質問

(1) 受付期間

令和8年4月16日(木)～令和8年4月21日(火)までの間(土・日・祝日除く。)の各日午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は電子メールにより事務局に提出すること。なお、電子メールによる場合は、送信後に電話等により事務局に到達の確認をすること。

(3) 質問に対する回答

令和8年4月27日(月)午後5時までに回答する。質問内容および回答は、兵庫県ホームページに掲載する。

7 事業者の選定

(1) 審査方法

以下のとおり実施する企画提案競技審査会(以下、「審査会」という。)において、提出書類に基づく書面審査、応募者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリング審査を実施し、その結果に基づき、業務を委託する事業者(以下、「受託候補者」という。)を選定する。

なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出を依頼することがある。

(2) 審査会日程

令和8年5月15日(金)午前

※応募者に対し、別途詳細を通知する。

※「ウ 企画提案書」「キ その他提案内容を説明する書類」以外に説明資料がある場合は、当日必ず8部持参すること。

(3) 場所

兵庫県庁会議室

(4) 審査基準

ア 実績、事業遂行能力

イ 実施体制、関係機関等との連携体制

ウ 効果、効率性

エ 創造性、先進性

(5) 審査結果通知

審査結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。なお、審査経過についての問合せには応じられない。

(6) 失格

応募提案書類に虚偽の記載を行った場合、その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合、失格とすることがある。

8 委託契約の締結

県は、業務を委託する者として選定された者（以下「受託候補者」という。）と応募図書の内容や審査結果等をもとに、協議の上で詳細を決定し、委託契約書により契約を締結する。その際、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

受託候補者は、仕様書 5-(1)に定める協議・調整をした業務の内容を記載した実施計画書を県に提出すること。なお、業務の実施にあたっては、実施計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。

審査結果の通知後契約締結までの間に、受託候補者が入札参加者資格制限に該当した場合又は県から指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

委託契約の締結にあたっては、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金が必要である。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除することとする。

受託候補者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

受託候補者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならず、個人情報 は「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」その他関係法令等に基づき、適正に管理すること。

事業実施期間終了後は、業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。

なお、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を委託事務の属する年度の翌年度から 5 年間保存すること。

受託候補者は、委託業務の実施に関して、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うものとする。

9 事務局

兵庫県保健医療部健康増進課 健康政策班 中井

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

電話：078-362-9127 ファックス：078-362-3913

E-mail：Nao_Nakai@pref.hyogo.lg.jp